

平成26年5月22日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成26年5月22日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社司観光 代表者澤田久司
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県八潮市鶴ヶ曾根152-1 (水戸営業所) 茨城県東茨城郡城里町徳蔵436-1
(4) 行政処分等の内容	許可取消し
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成25年6月5日及び平成25年6月13日及び平成25年7月19日及び平成25年10月7日並びに平成25年10月11日、監査を実施。20件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第1項)、(2)営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(3)休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出(道路運送法施行規則第66条第1項第6号)、(4)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(5)運送引受書の記載事項の不備(運輸規則第7条の2第1項)、(6)損害賠償責任保険(共済)締結義務違反(運輸規則第19条の2)、(7)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(8)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(9)乗務等の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(10)乗務等の記録の改ざん(運輸規則第25条)、(11)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(12)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(13)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(14)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(15)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(16)点検整備関係義務違反(運輸規則第45条)、(17)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(18)整備管理者の選任違反(車両法第50条第1項)、(19)事業の健全な発達を阻害する競争(運送法第30条第2項)、(20)報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 175点 当該事業者の累積点数 213点